

1
空幕装第169号例規
令和5年7月11日
一部変更 空幕装第65号
令和7年3月24日

全部隊長
全機関の長 殿
各分任物品管理官

航空幕僚長
(公印省略)

物品管理機関の代行機関の指定官職及び事務の範囲について（通達）
（登録外報告）

標記について、下記により実施されたい。
なお、物品管理機関の代行機関の指定官職及び事務の範囲について（通達）（空幕補第332号6. 12. 27）（航空自衛隊報第945号掲載）は、廃止する。

記

- 1 物品管理官の代行機関の指定官職及び事務の範囲は、別表第1項のとおりとし、当該代行機関に処理させる具体的事務の範囲は、補給本部長が定めるものとする。
- 2 分任物品管理官である部隊等の長は、別表第2項に掲げる代行機関を設置する必要があると認める場合、当該代行機関に処理させる具体的事務の範囲を定めるものとする。
- 3 分任物品管理官である部隊等の長は、前項により代行機関を設置し、若しくは廃止した場合又は事務の範囲を変更した場合は、速やかに航空幕僚長（整備・補給課長気付）に報告（様式随意）（登録外報告）するとともに、その写しを補給本部長に送付するものとする。

関連文書：1 平成18年防衛省訓令第115号
2 昭和43年航空自衛隊達第35号
3 航空自衛隊物品管理補給手続

添付書類：別表「代行機関の事務の範囲」

分類番号：E-10-125

保存期間：10年

保存期間満了時期：2034. 3. 31

作成年度：2023年度

枚数：6枚

開示判断：開示

代行機関の事務の範囲

1 物品管理官（物品管理官代理を含む。）の代行機関

物品管理官	代行機関	代行させる事務の範囲				備 考
		(1) 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第11条第2項に基づく航空機のエンジン、通信電子器材（航空機に係るものに限る。）、航空機の支援器材（標的及びえい航器材を除く。）及びこれらの部品（航空機部品を含む。）又は役務の調達要求に関すること。	(2) 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令第11条第2項に基づく火器、弾薬、標的及びえい航器材並びにこれらの部品又は役務の調達要求に関すること。	(3) 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令第11条第2項に基づく通信電子器材（航空機に係るものを除く。）、気象器材、写真器材及びこれらの部品又は役務の調達要求に関すること。	(4) 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令第11条第2項に基づく需品、車両、化学器材、施設器材、衛生器材及びこれらの部品又は役務の調達要求に関すること。	
航空幕僚長	補給本部長	○	○	○	○	
	補給本部副本部長	○	○	○	○	
	補給本部 航空機部長	○				
	補給本部 武器弾薬部長		○			
	補給本部 通信電子部長			○		
	補給本部 需品部長				○	

2 分任物品管理官（分任物品管理官代理を含む。）の代行機関

分任物品管理官		代行機関	代行させる事務の範囲						備 考
			(1) 物品の管理 換の措置に 関すること。	(2) 物品の取得 修理及び改 造に関する 措置の請求 にすること。	(3) 物品の貸付 譲与及び寄 託に関する こと。 （決定に関 する事務を 除く。）	(4) 物品の出納 命令（物品 出納主任に 対する受入 れ又は払出 しの命令を 含む。）及 び受領命令 返納命令に 関すること。	(5) 不用の決定 を行った物 品の処分 にすること。	(6) 物品の現況 調査に關す ること。	
一般分任物品管理官	各航空団司令 中部、西部航空 警戒管制団司令 第11、第12 飛行教育団司令 第1、第3輸送 航空隊司令	整備補給群司令		○				○	
		補給隊長	○	○	○	○	○	○	
		基地業務群司令		○				○	
		業務隊長	○	○	○	○	○	○	
		入間基地にあっては 自衛隊入間病院長		○				○	
		衛生隊長。ただし、 入間基地にあっては 自衛隊入間病院診療 技術部長	○	○	○	○	○	○	
	作戦システム運 用隊司令 航空気象群司令	基地業務隊長		○		○		○	
		副隊長		○		○		○	
	各警戒隊長 第8、第11、 第12、第14、 第18、第19、 第20、第21 高射隊長								

航空教育隊司令	基地業務群司令		○				○
	補給隊長	○	○	○	○	○	○
	業務隊長	○	○	○	○	○	○
	衛生隊長	○	○	○	○	○	○
幹部学校長 幹部候補生学校長 第3、第4術科 学校長 第2補給処長	業務部長		○				○
	補給課長。ただし、 幹部学校及び幹部候 補生学校にあっては 管理課長	○	○	○	○	○	○
	業務課長	○	○	○	○	○	○
	衛生課長	○	○	○	○	○	○
第2補給処十條 支処長 第4補給処高蔵 寺支処長 第4補給処東北 支処長 第4補給処木更 津支処長	業務課長	○	○	○	○	○	○
航空中央業務隊 司令	補給科長	○	○	○	○	○	○
北部高射群司令	第2整備補給隊長		○				○
	第2整備補給隊補給 小隊長	○	○	○	○	○	○
中部高射群司令	第1整備補給隊長		○				○
	第1整備補給隊補給 小隊長	○	○	○	○	○	○
南西高射群司令	整備補給隊長		○				○

補給分任物品管理官	西部高射群整備補給隊長	補給小隊長	○	○	○	○	○	○
		補給小隊長	○	○	○	○	○	○
	補給本部長	副本部長	○	○				
		補給本部 航空機部長	○	○				
		航空機部 航空機第 1 課長	○	○				
		航空機部 航空機第 2 課長	○	○				
		航空機部 航空機第 3 課長	○	○				
		補給本部 武器弾薬部長	○	○				
		武器弾薬部 武器弾薬第 1 課長	○	○				
		武器弾薬部 武器弾薬第 2 課長	○	○				
		補給本部 通信電子部長	○	○				
		通信電子部 通信電子第 1 課長	○	○				
		通信電子部 通信電子第 2 課長	○	○				
		補給本部 需品部長	○	○				
		需品部 需品第 1 課長	○	○				

		需品部 需品第2課長	○	○					
各補給処長	副処長			○					○
	資材計画部長			○					○
	資材計画課長			○					
	在庫統制課長		○		○	○	○		○
	整備部長			○					
海上自衛隊呉造 修補給所長	貯油所長		○			○			○

- 注：1 物品管理官及び分任物品管理官に代行させる事務で、当該代行機関において処理することが適当でない場合又は当該代行機関が事故等で処理できない場合は、その所属する上級の代行機関が、認められた事務の範囲内で処理することができる。
- 2 一般分任物品管理官の代行機関のうち、業務隊長及び業務課長は糧食に関すること、また、衛生隊長（衛生課長及び診療技術部長を含む。）は衛材に関することだけとし、基地業務群司令（航空教育隊の基地業務群司令を除く。）は糧食及び衛材に関することだけとする。
- 3 「物品の取得に関する措置の請求」には、調達要求、補給請求、物品識別番号（NL番号）の付与、識別不能物品の補給担任補給処長等への照会、在庫統制基準等の設定等に関する措置等を含む。
- 4 「不用の決定を行った物品の処分」には、売払いの請求及び不用無償供与物品（カテゴリー区分C）の航空幕僚長への上申等を含む。
- 5 補給検査係の指定、不具合通報の処理のほか、航空自衛隊物品管理補給手続において指定する事務は、分任物品管理官の補助者が行うものとする。